

福祉拠点運営業務に係る公募型プロポーザルの概要

令和3年(2021年)5月
保健福祉部地域包括ケア推進課

- ・函館市は、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険法に基づく地域包括支援センターを、日常生活圏域ごとの市内10か所に設置している。
- ・現在の事業者は公募により選定され、令和3年度末で6年間の契約満了となる。
- ・近年は、高齢者以外への支援のニーズも高まり、8050問題のように様々な問題が絡み合い、複雑化することにより、制度の狭間に陥ったり、相談先が分からず支援を受けられないケースが増加している。
- ・このことから、令和4年度から地域包括支援センターを、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を併設した「福祉拠点」とし、市内10か所に設置する予定である。
- ・地域包括支援センター運営業務と自立相談支援機関業務を一体的に運営できる事業者を、公募型プロポーザル方式により公募する。

1 圏域および人員配置基準、委託期間、契約上限額

○圏域および人員配置基準

第8期函館市介護保険事業計画に定める日常生活圏域の10圏域において各1か所の福祉拠点を設置
東部圏域においては、地域包括支援センターのランチ1か所も設置
(単位:人)

職員配置 基準区分	圏 域										計
	西部	中央部 第1	中央部 第2	東中部 第1	東中部 第2	北東部 第1	北東部 第2	北東部 第3	北部	東部	
地域包括支援センター 運営業務分	5	6	6	7	6	5	7	7	6	5	60
自立相談支援機関 業務分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30

○委託期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日まで(6年間)

○契約上限額(福祉拠点1か所あたり)

(令和4~9年度の各年度)

①地域包括支援センター運営業務分

27,857,204円~42,592,104円

※福祉拠点ごとの職員配置基準数により人件費や事務費等の金額が異なる

②自立相談支援機関業務分

19,038,000円(令和4年度)

18,319,000円(令和5~9年度)

※令和4年度は国や道の研修参加費用を含む

(令和3年度、開設準備に係る経費)

地域の情報共有機能充実経費

(地域の関係者等が情報交換を行うために集える場所を設ける費用)

5,000,000円



●地域の関係者が情報交換を行うために集える場所

自ら支援につながることができない人の発見やその支援の継続のため、町会、民生委員、NPO法人などと連携し、地域の情報共有機能を充実することを目的に設置する。

そのため、スペースを配置するだけにとどまることはなく、地域への様々な働きかけなど、総合的な取り組みを行える場所となっているかが重要となる。

※このほか、地域包括支援センター運営業務および自立相談支援機関業務の引継ぎ費用がある

2 業務内容、プロポーザル参加資格

○業務内容

①地域包括支援センター運営業務

高齢者の困りごとなどへの支援

ア 総合相談支援業務

イ 権利擁護業務

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

エ 地域ケア会議推進事業

オ 生活支援体制整備事業

カ 認知症総合支援事業

キ 任意事業 住宅改修支援事業

ク 一般相談業務(ランチ)

令和4年度から

②自立相談支援機関業務

障がい者、子ども、生活困窮者、ひきこもり等の幅広い困りごとへの支援

ア 包括的・継続的支援

イアウトリーチ支援

ウ 地域の情報共有機能の充実、社会資源開発の推進

エ 住居確保給付金の相談、申請受付および受給中の助言等

○参加資格

・函館市内に主たる事務所を有する社会福祉法人または医療法人であること

・函館市内において介護保険サービス事業を運営していること

・応募する日常生活圏域内に福祉拠点を設置できること

ほか

3 スケジュール(予定)

公募期間	令和3年5月14日~6月11日まで
公募説明会	令和3年5月21日
質問書の提出期間	令和3年5月21日~6月4日まで
質問・回答の公表	随時、市ホームページ上で公表
参加申込書等の提出期間	令和3年5月21日~6月11日まで
参加資格確認結果通知	令和3年5月28日~6月18日まで
企画提案書等の提出期間	令和3年5月28日~7月16日まで
プレゼンテーション等の実施	令和3年8月28日、29日
地域包括支援センター運営協議会での協議	令和3年9月上旬
審査結果の通知・公表	令和3年9月上旬

4 プロポーザル審査委員会

○プロポーザル審査委員会

学識経験を有する者、専門的知識を有する者、地域福祉の関係者、市職員(計6名以内)で構成

○審査方法

プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、圏域ごとに審査を行い、評価点の合計が最も高く、以下の条件をすべて満たす者を選定する

- ・評価点の合計が400点満点中280点以上(70%以上)であること
- ・審査項目の「地域包括支援センターの運営に関すること」の評価点が112点以上であること
- ・審査項目の「自立相談支援機関の運営に関すること」の評価点が56点以上であること

○評価基準

審査項目	配点
1 法人に関すること	60点
2 福祉拠点の運営に関すること	40点
3 地域包括支援センターの運営に関すること	160点
(1)地域および関係機関との連携に関する考え方	40点
(2)事業計画	80点
(3)職員配置計画	40点
4 自立相談支援機関の運営に関すること	80点
(1)地域および関係機関との連携に関する考え方	20点
(2)事業計画	40点
(3)職員配置計画	20点
5 福祉拠点の施設に関すること	60点
合計(1~5の計)	400点